

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例四十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に

基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
執行機関 （略）	事 務 （略）	執行機関 （略）	事 務 （略）
知 事	高等学校等を退学した後に、私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知 事	高等学校等を退学した後に、私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
知 事	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条第一項に規定する高等学校の専攻科及び同法第七十条第一項の規定により準用する同法第五十八条第一項の規定による中等教育学校の後期課程の専攻科（以下「専攻科」という。）のうち私立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの		
知 事	専攻科のうち私立のものにおける修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの		
知 事	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人が設置する、広島県内の学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに在学している児童生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの	知 事	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人が設置する、広島県内の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに在学している児童生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員 会 （略）	高等学校等を退学した後に、公立の高等学校等に入学した者に対する支	教育委員 会 （略）	高等学校等を退学した後に、公立の高等学校等に入学した者に対する支

			援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	専攻科のうち国公立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの		
教育委員会	専攻科のうち公立のものにおける修士支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの		
(略)	(略)		
(略)	(略)		援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。